

石川県文化財保護条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第五章の二 埋蔵文化財</p> <p>(発掘調査の届出)</p> <p>第二十八条の二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)(第九十二条第一項の規定による調査のための発掘は、発掘調査届(別記第十七号様式)により届け出なければならぬ。</p> <p>(土木工事等のための発掘の届出等)</p> <p>第二十八条の三 法第九十三条第一項の規定による土木工事等のための発掘は、土木工事等のための発掘届(別記第十八号様式)により届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第九十四条第一項の規定による通知の場合に準用する。</p> <p>(遺跡発見の届出等)</p> <p>第二十八条の四 法第九十六条第一項の規定による遺跡の発見は、遺跡発見届(別記第十九号様式)により届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第九十七条第一項の規定による通知の場合に準用する。</p>	<p>第五章の二 埋蔵文化財</p> <p>(発掘調査の届出)</p> <p>第二十八条の二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)(第五十七条第一項の規定による調査のための発掘は、発掘調査届(別記第十七号様式)により届け出なければならぬ。</p> <p>(土木工事等のための発掘の届出等)</p> <p>第二十八条の三 法第五十七条の二第一項の規定による土木工事等のための発掘は、土木工事等のための発掘届(別記第十八号様式)により届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第五十七条の三第一項の規定による通知の場合に準用する。</p> <p>(遺跡発見の届出等)</p> <p>第二十八条の四 法第五十七条の五第一項の規定による遺跡の発見は、遺跡発見届(別記第十九号様式)により届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第五十七条の六第一項の規定による通知の場合に準用する。</p>

<p>改正案</p>	<p>(譲与等) 第二十八条の五 法第七十七条第一項又は条例第三十六条の三の規定による譲与又は譲渡を受けようとする者は、譲与等申請書(別記第二十号様式)により申請しなければならない。</p>
<p>現行</p>	<p>(譲与等) 第二十八条の五 法第六十四条の二第一項又は条例第三十六条の三の規定による譲与又は譲渡を受けようとする者は、譲与等申請書(別記第二十号様式)により申請しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第二条 研修所は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十一条第一項の規定により指定された重要無形文化財^そ漆地、^{きゆう}髹漆、^{まき}蒔絵及び沈金技術を保存するため次の事業を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 研修所は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十六条の三第一項の規定により指定された重要無形文化財^そ漆地、^{きゆう}髹漆、^{まき}蒔絵及び沈金技術を保存するため次の事業を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現行
<p>(委員) 第二条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十一条第二項の規定により、重要無形文化財^そ、^{きゆう}髹漆、^{まき}蒔絵又は沈金技術の保持者として認定されている者</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(委員) 第二条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十六条の三^そ第二項の規定により、重要無形文化財^そ、^{きゆう}髹漆、^{まき}蒔絵又は沈金技術の保持者として認定されている者</p> <p>二 四 (略)</p>